



芦 総 課 第 3 8 3 1 号

平 成 3 1 年 1 月 1 7 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 山 田 みち子 様

芦屋市長 山 中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成31年1月11日付け芦監報第16号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、総務部（財務担当）において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【課税課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 平成29年度固定資産税基幹システム改修業務などにおいて、契約書第10条第1項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われていた。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払を請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。</p>	<p>(1) 固定資産税基幹システム改修業務委託等その他の委託契約について、委託業務が完了した時には業務完了報告書を徴取するよう改めます。</p>



芦屋総用第2346号

平成31年1月18日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 山田 みち子 様

芦屋市長 山中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成31年1月11日付け芦屋監報第16号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、総務部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【用地管財課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) パーテーション解体移動仮置き場作業など、請書及び委託契約書を交わして行う業務委託料の支払いについては、請求があった日から30日以内に支払うと書面に定められているが、30日以内に支払われていないケースがあったので、支払時期を守って支払うよう改められたい。</p> <p>(2) 市立芦屋高等学校跡地斜面点検調査業務など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。なお、本件では契約締結決裁の何い文中に支払時期が明記されていたが、それだけでは相手方に支払時期が伝わっていないことに留意されたい。</p>	<p>(1) パーテーション解体移動仮置き場作業など、請書及び委託契約書を交わして行う業務委託料の支払いについて 速やかに支払い手続きを進めるよう、請負業者に請求書の提出を促すことも含めて、指導を徹底するように改めます。</p> <p>(2) 市立芦屋高等学校跡地斜面点検調査業務など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件について、仕様書に支払時期を明記するように改めます。</p>



芦企情第1080号
平成31年1月21日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様
芦屋市監査委員 山田 みち子 様

芦屋市長 山 中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成31年1月11日付け芦監報第16号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、企画部において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【情報政策課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 芦屋市インターネット系グループウェア保守業務など、請書及び委託契約書を交わして行う業務委託料の支払いについては、請求があった日から30日以内に支払うと書面に定められているが、30日以内に支払われていないケースが散見されたので、支払時期を守って支払うよう改められたい。</p> <p>(2) 芦屋市消防庁舎3階LAN配線業務など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。</p>	<p>(1) 支払事務および回議状況の確認を適宜行います。また、新規の支払者について債権者登録の関係で30日を経過した例もあるため、登録の確認について早期に行うように改めます。</p> <p>(2) 以後につきましては、発注時の書面等に支払時期を明記することとします。</p>

監査結果報告に対する措置について

【広報国際交流課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 写真データ化業務委託など芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。</p> <p>なお、本件では契約締結決裁の伺い文中に支払時期が明記されていたが、それだけでは相手方に支払時期が伝わっていないことに留意されたい。</p>	<p>(1) 契約書及び請書を省略した案件については、支払期日を厳守するように課内で周知徹底するとともに各種仕様書に支払いに関する事項の点検確認を実施し、記載のないものに対しては、記載するように周知徹底を行い再発防止に努めてまいります。</p>



芦消総第1767号

平成31年1月21日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 山田 みち子 様

芦屋市長 山中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成31年1月11日付け芦監報第16号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、消防本部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【消防本部】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 破傷風ワクチン接種に伴う業務委託（総務課）及び平成29年度救急隊員等のインフルエンザワクチン接種業務委託（救急課）については、実施決裁中に当該業務委託に係る契約根拠及び業者選定理由が明記されていなかったため、これら事項を明記するよう改められたい。</p> <p>(2) 上記、破傷風ワクチン接種に伴う業務委託など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。</p>	<p>(1) 破傷風ワクチン接種に伴う業務委託及び平成29年度救急隊員等のインフルエンザワクチン接種業務委託の実施決裁中に契約根拠及び業者選定理由を明記するよう改めます。</p> <p>(2) 破傷風ワクチン接種に伴う業務委託など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件について、業務仕様書等に支払時期を明記するよう改めます。</p>



芦市議総第1244号
平成31年1月21日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様
芦屋市監査委員 山田 みち子 様

芦屋市長 山 中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成31年1月11日付け芦監報第16号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、市議会事務局総務課において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【市議会事務局】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 芦屋市議会事務局車両供給業務委託など、契約書及び請書を交わして行っている業務の委託料の支払いについて、請求があった日から30日以内に支払うと書面に定められているが、30日以内に支払われていないケースがあったので、支払期日を守って支払うよう改められたい。</p> <p>(2) 芦屋市議会ホームページ構築業務委託など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。</p>	<p>(1) 左記案件について調査した結果、下記の原因が判明した。</p> <p>ア 業者の請求日と事務局への請求書到着日がずれていた。</p> <p>イ 一度提出された請求書に不備があり、再度提出を求めたところ、初めに提出された請求書と同じ日付で請求書の提出があった。</p> <p>上記原因により、事務局での会計処理が月末支払の締切（毎月10日）に間に合わず、30日を超えた支払いとなっていた。</p> <p>今後、請求日付から30日以内の支払いとなるよう業者とも相談し、事務処理を行う。</p> <p>(2) 左記案件について調査した結果、指摘を受けた事項について認識がなかったことにより仕様書に記載していなかったことが判明した。</p> <p>平成31年度の契約より、同様の契約を締結する際には仕様書に支払いの時期を明記するようにする。</p>



芦 会 第 719 号
平成 31 年 1 月 18 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎 様
芦屋市監査委員 山 田 みち子 様

芦屋市会計管理者 青 田 悟 朗



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 1 月 11 日付け芦監報第 16 号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、会計管理者において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【会計課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 光学文字読取システム保守業務委託について、契約書第10条第1項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われていた。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払を請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。</p>	<p>(1) 光学文字読取システム保守業務委託について、今後は、業務完了報告書の提出を受けよう改め、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払います。</p>



芦選管第 289 号

平成 31 年 1 月 18 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 山 田 みち子 様

芦屋市選挙管理委員会委員長 門 信 雄



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 1 月 11 日付け芦監報第 16 号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、選挙管理委員会において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【選挙管理委員会】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 衆議院議員総選挙に係るホームページ製作業務など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。</p>	<p>(1) 衆議院議員総選挙に係るホームページ製作業務など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件について、業務仕様書等に支払時期を明記するよう改めます。</p>